

# 社団法人 青少年音楽協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人青少年音楽協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区西麻布2-21-2に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、ひろく青少年に交響楽団その他の演奏団体または演奏家のすぐれた演奏を鑑賞する機会を与え、音楽的教養の向上と芸術的情操の育成をはかることによって、青少年の間としての完成とわが国の音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 交響楽団、その他の演奏団体または演奏家のすぐれた演奏会の開催。
- (2) 音楽図書室、レコード・ライブラリ等の公開。
- (3) 音楽、音楽史等に関する演奏会および映画会の開催。
- (4) 音楽を通じて行う国際交流。
- (5) ミュージック・ノートおよび機関紙の発行。
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人。
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者。
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した個人の学生(中学校、高等学校、または同等レベルと認められる教育機関の生徒)。
- (5) 子ども会員 この法人の事業または実践活動に

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金および会費)

第8条 この法人の入会金および会費は総会の議決をもって別に定める。

- 2 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金および会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産および準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき。
- (6) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を3年以上滞納したとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為があったとき。

## 第4章 役員および職員

(役員)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上、15名以内(うち、会長1名、副会長2名、および常務理事2名)。
- (2) 監事 2名または3名。

(役員を選任)

第13条 理事および監事は、総会で選任し、理事は互選で会長、副会長および常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事および監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

(役員任期)

第16条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会および理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。

(役員報酬)

第18条 役員は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が決める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第5章 会議

(理事会招集等)

第20条 理事会は、少なくとも毎年4回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会定足数等)

第21条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会構成)

第22条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

(総会招集等)

第23条 通常総会は、毎年2回会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を明記した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は会議のつど出席会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第25条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項。
- (2) 事業報告および収支決算についての事項。
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項。
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項。

(総会の定足数等)

第26条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第27条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産。
- (2) 入会金および会費。
- (3) 事業に伴う収入。
- (4) 資産から生じる収入。
- (5) 寄付金品。
- (6) その他の収入。

(資産の種別)

第30条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- (1) 基本財産は、財産目録中基本財産に記載された財産。
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産。
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産。
- 2 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は理事が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事が管理する。

(基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は、処分または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数および正会員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、担保に供することができる。

(経費の支弁)

第33条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第34条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第35条 この法人の収支決算は、会長が編成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会および総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヶ月以内文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部または全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第36条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数および正会員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第37条 収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、理事現在数および正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第40条 この法人の解散は、理事現在数および正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第41条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および正会員現在数の各々の4分の3以上

の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

(細則)

第42条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、文部科学大臣の許可があった日から施行する。
- 2 従来「青少年音楽協会」に属した会員および権利義務の一切は、この法人で継承する。

この定款は平成 20 年 11 月 20 日より施工